

平成23年度 税制改正に関する要望書

平成22年9月



JAF

社団法人 **日本自動車連盟**

会 長 田中 節夫

平成23年度 税制改正に関する要望

今や、自動車は生活必需品として欠かせないものとなっており、特に公共交通機関が不便な地方においては、生活の足として複数台保有せざるを得ません。

しかし、我が国の自動車関係諸税は極めて複雑であり、かつ取得・保有段階（車体課税）においては欧米諸国と比較しても約3~4.5倍と過重なものとなっており、家計は大きな負担を強いられています。

約1万名のアンケート調査においても、自動車ユーザーは現行の自動車関係税制の不合理性を訴え、重い税負担に喘いでいます。

国民の生活を守る観点から、自動車ユーザーが納得して負担できる税体系が実現されるよう、当連盟は1,715万人の会員を擁する自動車ユーザー団体として、次のとおり要望をいたします。

1 自動車ユーザーの生活を守る、公平、公正な自動車税制の実現

- ・9種類におよぶ複雑かつ過重な税金について抜本的な見直しを実施し、自動車ユーザーの負担を軽減すべき。
- ・「当分の間」として上乘せされ続けている税率（旧：暫定税率）については、課税根拠もなく、自動車ユーザーに新たな負担を求めているものであり、即刻廃止すべき。
- ・道路特定財源の一般財源化により、課税根拠の無くなった自動車取得税・自動車重量税は廃止すべき。
- ・さらに自動車取得税は、消費税との二重課税を解消するためにも廃止すべき。
- ・ガソリン税に消費税が課税されるTax on Taxを解消すべき。

2 自動車にだけ環境対策として新たに課税することには反対

- ・地球環境保全等にかかる税については、自動車にだけ新たに課税するのではなく、公平に負担する方法を検討すべき。
- ・本来廃止すべき自動車重量税の存続を前提として、自動車税・軽自動車税と一本化する環境自動車税の創設（総務省案）には反対。

3 低公害車・低燃費車に対する軽減措置と先進安全自動車の優遇措置の導入

- ・低公害車・低燃費車の一層の普及促進と低炭素社会実現のため、税負担の軽減措置を延長、拡充するとともに、先進的な安全装備を備えた自動車（ASV技術の実用化など）への税制上の優遇措置を導入すべき。

1 自動車ユーザーの生活を守る、公平、公正な自動車税制の実現

9種類におよぶ複雑かつ過重な税金について抜本的な見直しを実施し、自動車ユーザーの負担を軽減すべき。

● 9種類におよぶ複雑で過重な税体系

わが国の自動車税制は、モータリゼーションが進展する過程にあつて、取得・保有・使用（走行）の各段階に複数の種類の税金が創設されましたが、これらは極めて複雑で過重なものとなっています。

また、これらの税はそれぞれ課税標準が異なることから、結果的に内包されている不合理や不公平がわかりにくい仕組みになっています。

JAFでは、自動車の『取得』『保有』『使用（走行）』の各段階での複雑な課税体系を、それぞれ一種類程度に簡素化し負担を軽減するのが望ましいと考え、これには自動車税制に関するアンケート調査においても、9割近い自動車ユーザーが賛同しております。

これまでの税体系を抜本的に見直し、簡素・軽減するよう強く要望します。

◆ JAFの考える税体系

	現行の税体系		JAFの考える案
取得段階	消費税	⇒	消費税
	自動車取得税	⇒	〔廃止〕
保有段階	自動車税	⇒	自動車税・軽自動車税
	軽自動車税	⇒	
	自動車重量税	⇒	〔廃止〕
使用(走行)段階	揮発油税	⇒	燃料税
	地方揮発油税		
	軽油引取税		
	石油ガス税		
	消費税	⇒	消費税

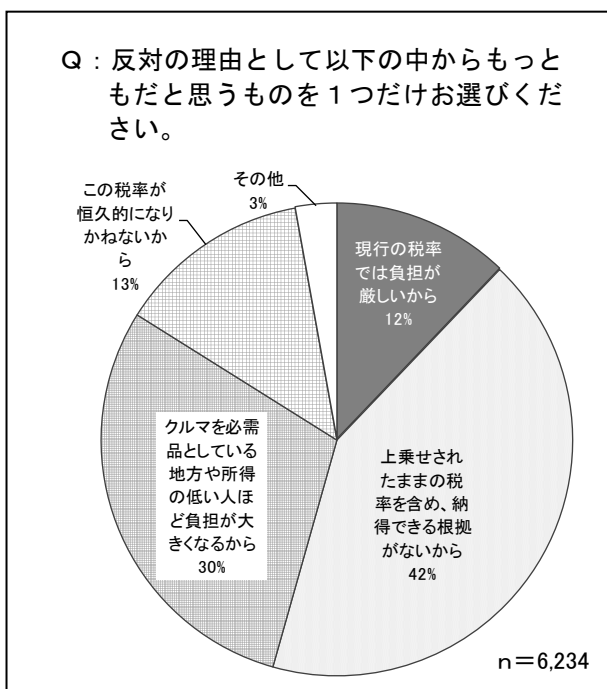
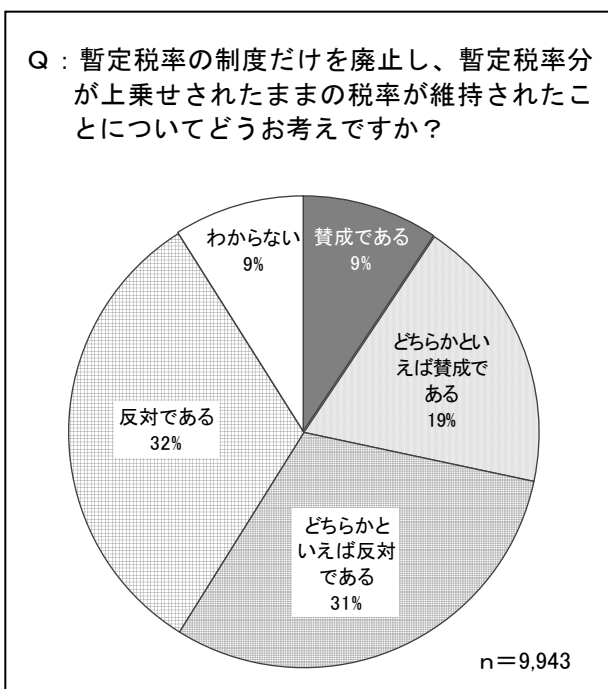
「当分の間」として上乗せされ続けている税率（旧：暫定税率）については、課税根拠もなく、自動車ユーザーに新たな負担を求めているものであり、即刻廃止すべき。

● 「当分の間」として上乗せされている税は形を変えた新税であり即刻廃止すべき

自動車関係諸税は従来、自動車税・軽自動車税を除き、道路特定財源として「受益と負担」の原則の下、立ち遅れた我が国の道路整備を目的として創設されました。さらに、緊急の道路整備のためとして、本則を大幅に上回る「暫定税率」が課せられ、自動車ユーザーはそれを30年以上も負担し続けてきました。

この道路特定財源は、平成21年に暫定税率を含めた税率のまま一般財源化され、平成22年度の税制改正において暫定税率の制度そのものは廃止されましたが、税率については一部を除き「当分の間」維持されることとなり、結果的に自動車ユーザーの負担はほとんど変わらないものとなっています。

これでは「暫定」が「当分の間」に形を変えただけの新税として、引き続き負担を強いられており、自動車ユーザーとしては納得できるものではなく、即刻廃止すべきです。



※ J A F 「自動車税制に関するアンケート調査」より

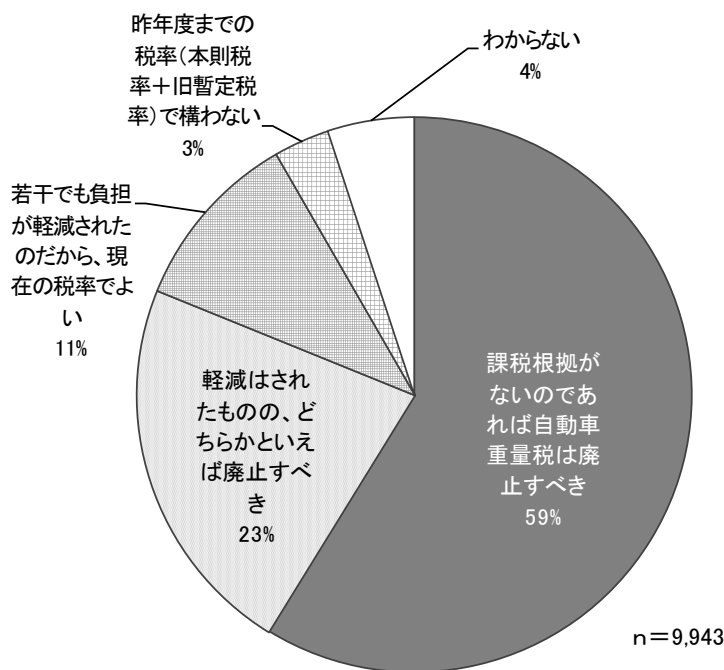
道路特定財源の一般財源化により、課税根拠の無くなった自動車取得税・自動車重量税は廃止すべき。

●課税根拠を喪失した自動車重量税、自動車取得税

自動車重量税および自動車取得税は、立ち遅れた我が国の道路整備を行うために、受益者負担の観点から、道路特定財源として自動車ユーザーにその負担を求めるとした経緯を持つ税です。

しかし、平成21年度の税制改正において、道路特定財源は用途を限定しない一般財源とされました。この時点で道路特定財源は、道路整備を行うためという課税根拠を喪失していることから、自動車重量税と自動車取得税は廃止すべきです。

Q：自動車重量税は、本年度より若干負担が軽減されたものの、昨年度に一般財源化されたことで、その課税根拠を喪失したこととなるため、自動車重量税は廃止すべきという意見もあります。このことについてどうお考えですか？



※ J A F 「自動車税制に関するアンケート調査」より

◆自動車重量税創設の理由

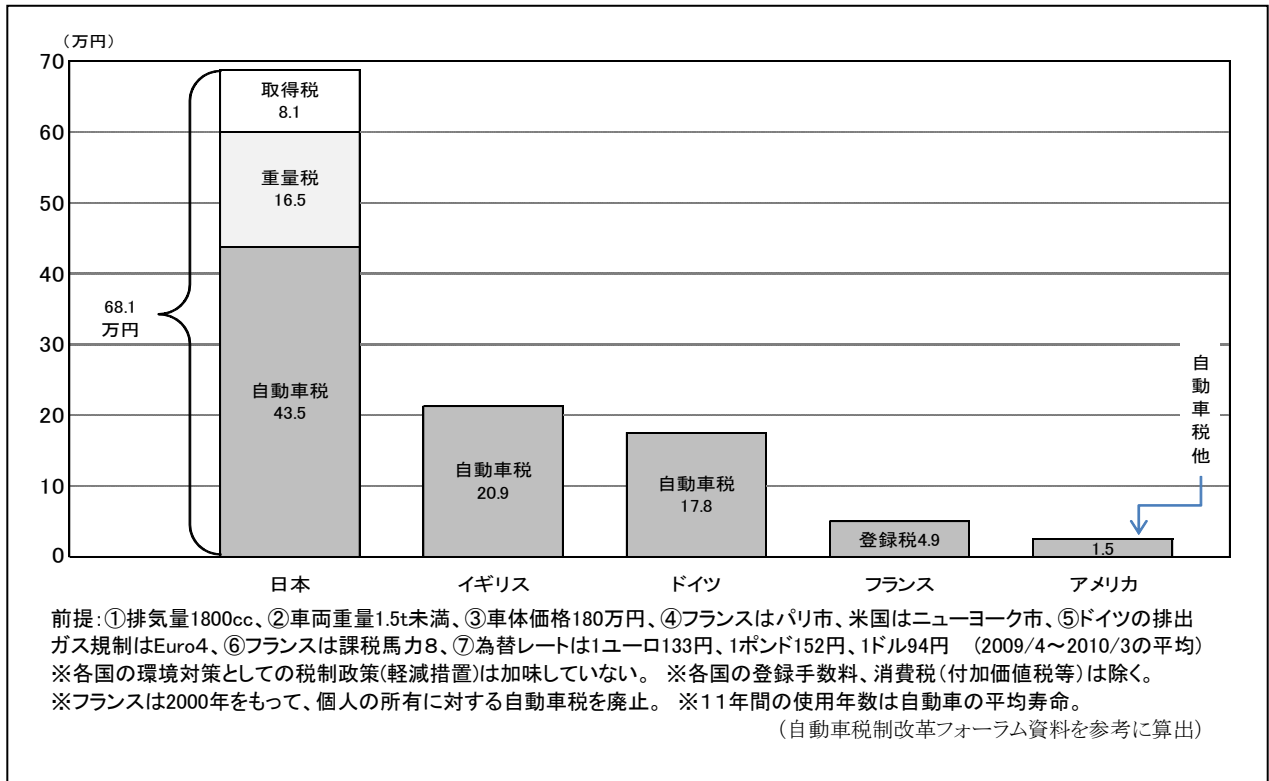
○福田赳夫国務大臣:いま道路の整備状態が先進国に比べますと非常に立ちおくれしておる。これの整備を急ぐ必要がある。そのために道路五箇年計画を立てました。ところが五箇年計画では、在来の財源をもってしては五箇年間に3,000億円の不足を生じます。(中略)道路を損壊し、また道路がよくなりますればその利益をこうむる自動車の使用者にその負担を求め、これはまず国民から御納得のいようなことではあるまいか、さように考えまして自動車重量税を創案いたしました。これが私の説明でございます。

(昭和46年5月14日 衆議院連合審査会)

●例を見ない日本の取得・保有課税

日本では、自動車の取得段階で消費税に加え自動車取得税が課せられ、さらに保有段階においては、自動車税（軽自動車は軽自動車税）と自動車重量税が課税されており、その負担は欧米諸国に比べ約3～4.5倍と極めて過重なものとなっています。欧米では、自家用乗用車に自動車重量税と同種の税金を課している国はありません。

◆車体（取得・保有）課税の国際比較（11年間保有した場合）



さらに自動車取得税は、消費税との二重課税を解消するためにも廃止すべき。

●不可解な課税形態

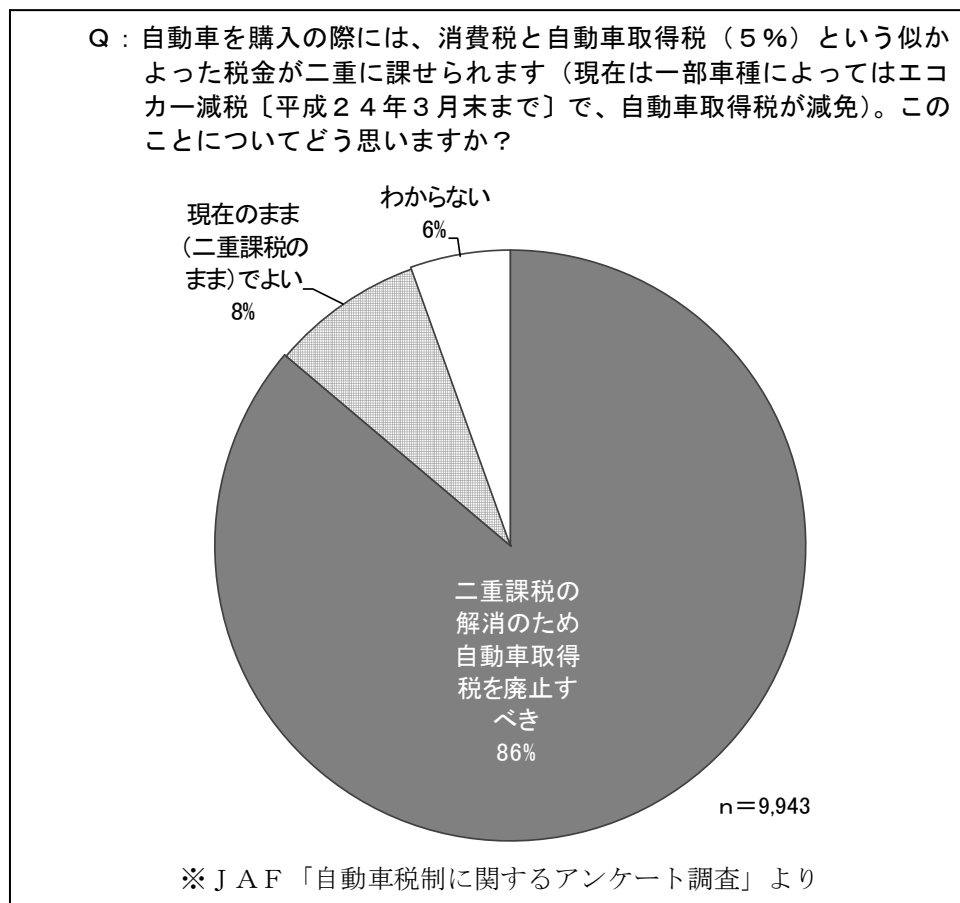
ユーザーが自家用乗用車を取得(購入)する際には現在、以下の2種類の税が同時に課せられています。

- ・消費税……………販売価格の5%
- ・自動車取得税……取得価格の5%(営業用車・軽自動車は3%)

これは、ユーザーにとって「一つの品物を購入する時に似かよった趣旨の税金が2種類同時にかかる」という、他に類を見ない不可解な課税形態です。さらに昨年4月からは道路特定財源であった自動車取得税が一般財源化されたことにより、課税根拠はなくなり理論的にも消費税との二重課税は明確になりました。欧米主要国においても自動車取得税を課している国はほとんどありません。

現在、公共交通機関が整備されていない地方においては、一世帯で2台、3台も車を持たざるを得ない状況であり、車はいわば生活必需品です。その状況下で、「ぜいたく税」ともいえる自動車取得税は廃止すべきです。

JAFの自動車税制に関するアンケート調査においても、9割近い自動車ユーザーが「二重課税の解消のため自動車取得税を廃止すべき」と回答しています。

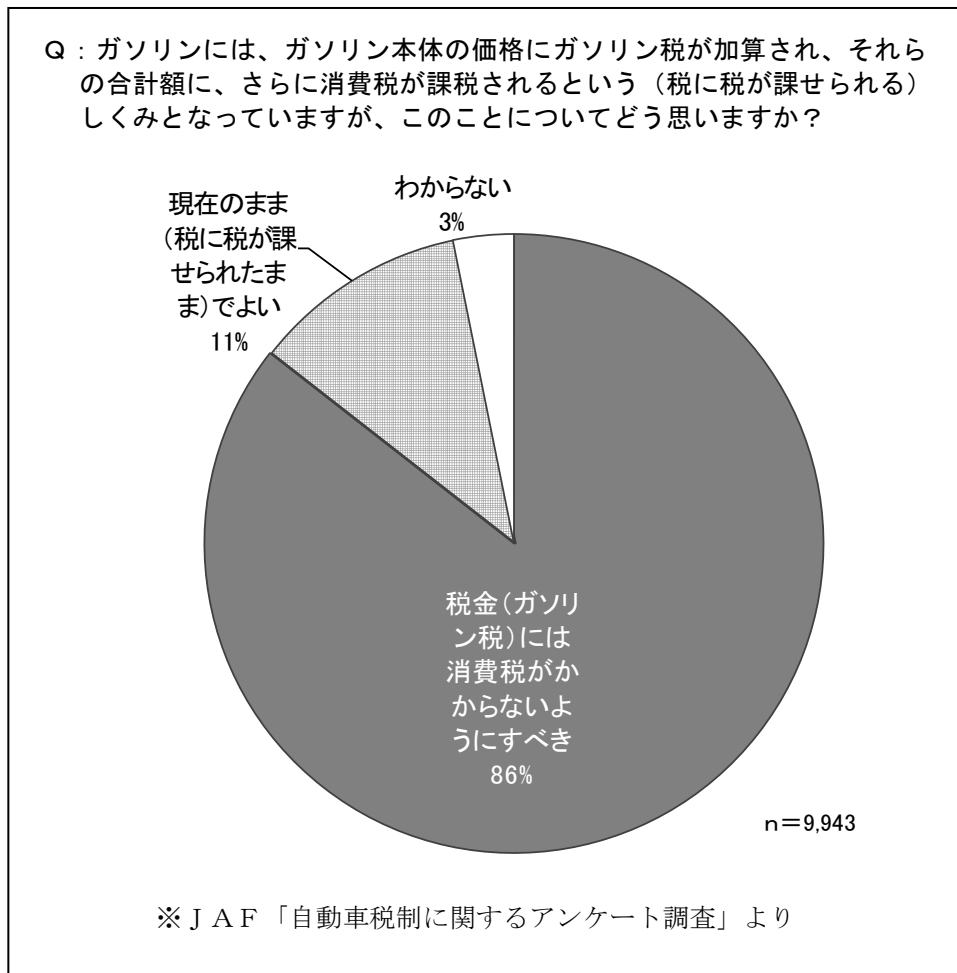


ガソリン税に消費税が課税される Tax on Tax を解消すべき。

●「ガソリン税」にもかかる「消費税」

自動車燃料としてのガソリンは、製品本体の価格に揮発油税（1リットル当り48.6円）と地方揮発油税（1リットル当り5.2円）が加算され、それらの合計額に対して消費税（5%）がかけられています。すなわち「税に税がかけられる」（Tax on Tax）という、きわめて不可解な形になっています。自動車ユーザーが理解・納得することができない課税形態を早急に解消すべきです。

JAFの自動車税制に関するアンケート調査においても、実に9割近い自動車ユーザーが税に税が課せられている仕組みに納得しておらず、課税形態の是正を望んでいます。



2 自動車にだけ環境対策として新たに課税することには反対

地球環境保全等にかかる税については、自動車にだけ新たに課税するのではなく、公平に負担する方法を検討すべき。

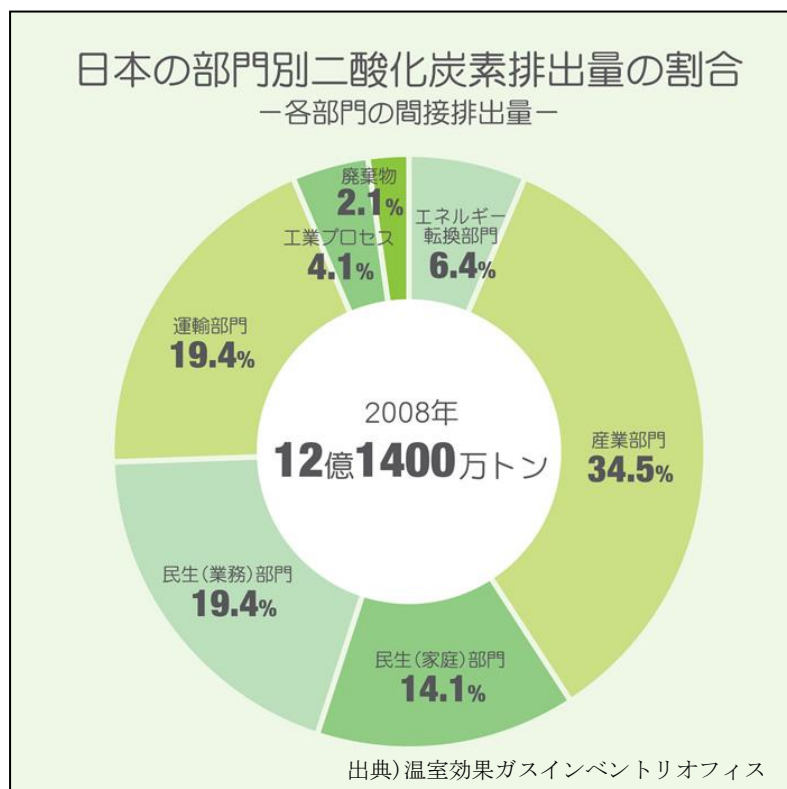
●環境対策に関する税の導入には施策の具体的内容と有効性の説明が必要

環境対策の必要性は自動車ユーザーも認識しており、多くのドライバーがエコドライブなどの環境保全活動に積極的に取り組んでいます。JAFにおいても、地球温暖化対策自体は重要なことと認識しており、すでに行っているCO₂削減のための活動は、今後も積極的に推進していきます。しかし、環境対策として自動車に課税するのであれば、まず税の使途としての事業の検討がなされ、その具体的な内容と有効性が示され、自動車ユーザーの理解を得ることが必要であり、納得できる具体的な説明もないまま自動車にだけ新たに課税することには反対です。

●自動車だけに環境対策に関する税を課すのは不公平

地球温暖化対策のためのCO₂削減の活動は国民全てが協力し進めるべきもので、その施策に係る負担も公平にすべきです。CO₂を排出するのは自動車だけではありません。自動車ユーザーにだけ環境対策に関する税を課すのは不公平です。

◆日本の部門別二酸化炭素排出量(2008年)



本来廃止すべき自動車重量税の存続を前提として、自動車税・軽自動車税と一本化する環境自動車税の創設（総務省案）には反対。

●自動車重量税は本来廃止されるべき

現在、自動車税・軽自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」とする提案（総務省案）がなされていますが、そもそも自動車重量税は、道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失しているため、廃止されるべき税のはずです。

したがって、保有課税においては自動車税・軽自動車税と自動車重量税を一本化するのではなく、自動車重量税を廃止し自動車税・軽自動車税のみとするのが筋です。

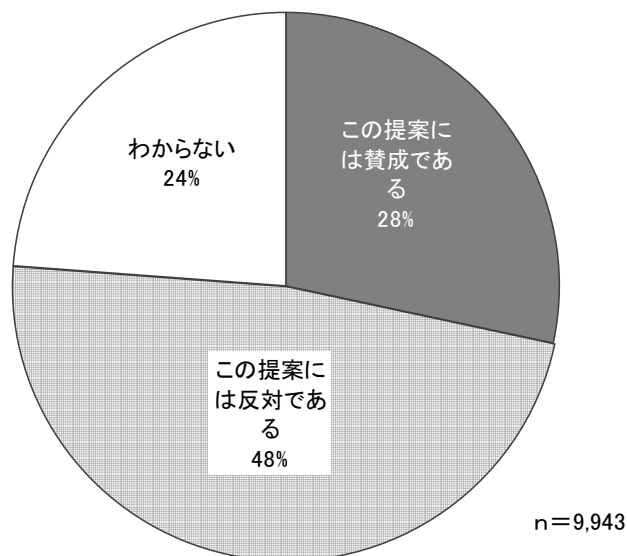
●自動車重量税の財源存続を前提にした新税の創設には反対

政府は、今年の税制改正大綱において「車体課税は負担の軽減等を行なう方向で抜本的見直しを検討する」と決定しました。

環境自動車税が、財源を維持するために、本来廃止すべき自動車重量税の財源存続を前提にしているのであれば、今年の税制改正大綱の決定に反するものであり、自動車ユーザーに引き続き重い負担を課すこととなるため、この新税の創設には反対です。

また、自動車を保有しているだけではCO₂は排出されないにもかかわらず、自動車にだけ保有段階で環境対策を目的にした税を創設し課税するのは、納得できるものではなく不公平です。

Q：総務省は自動車税・軽自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」として新たな税の創設を提案しています。この案は税負担については課税根拠の喪失した自動車重量税の存続が前提となっています。あなたは、この提案についてどうお考えですか？



※ J A F 「自動車税制に関するアンケート調査」より

3 低公害車・低燃費車に対する軽減措置と先進安全自動車の優遇措置の導入

低公害車・低燃費車の一層の普及促進と低炭素社会実現のため、税負担の軽減措置を延長、拡充するとともに、先進的な安全装備を備えた自動車（ASV技術の実用化など）への税制上の優遇措置を導入すべき。

●ユーザーは環境負荷軽減に積極的

自家用乗用車ユーザーの多くは、地球温暖化防止などの環境問題について大いに関心を持っており、エコドライブにも積極的に取り組んでいます。

いまやユーザーが車を購入する場合、安全性と並んで低公害・低燃費であることは大切な要素になっていますが、一方で車体価格や維持等の費用についても大きな要素となっています。

●より一層の普及促進策が必要

現在、一定の性能基準を満たした低公害車・低燃費車については税制上の優遇措置がありますが、今後、地球温暖化防止対策をより積極的かつ効果的に推進する上でも、こうした車両の所有を促進する税の軽減措置の延長と一層の拡充を要望します。

●ITS技術やASV車をより身近なものに

近年、関係各面で車両や道路インフラ等にコンピュータや通信等のIT技術を活用し、交通の安全を確保しようとする研究が進められています。その成果の一部は既に市販車に搭載され、一般ユーザーが入手可能となっています。

今後、こうした新技術の普及は交通事故死者数半減の政府目標達成等に大きく貢献することから、一層の普及を促進するためにも、ASV車等における税制上の優遇措置等を導入するよう要望します。

・ITS=Intelligent Transport Systems：「高度道路交通システム」

・ASV=Advanced Safety Vehicle：「先進安全自動車」

参考資料

『自動車税制に関するアンケート調査』結果

1 調査概要

- ・調査対象：全国の18歳以上の自動車保有者
- ・調査方法：インターネット調査（JAFホームページにて実施）
- ・調査期間：平成22年7月16日（金）～9月5日（日）
- ・有効回答者数：9,943人

※構成比を表示したグラフでは、各数値を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

2 設問

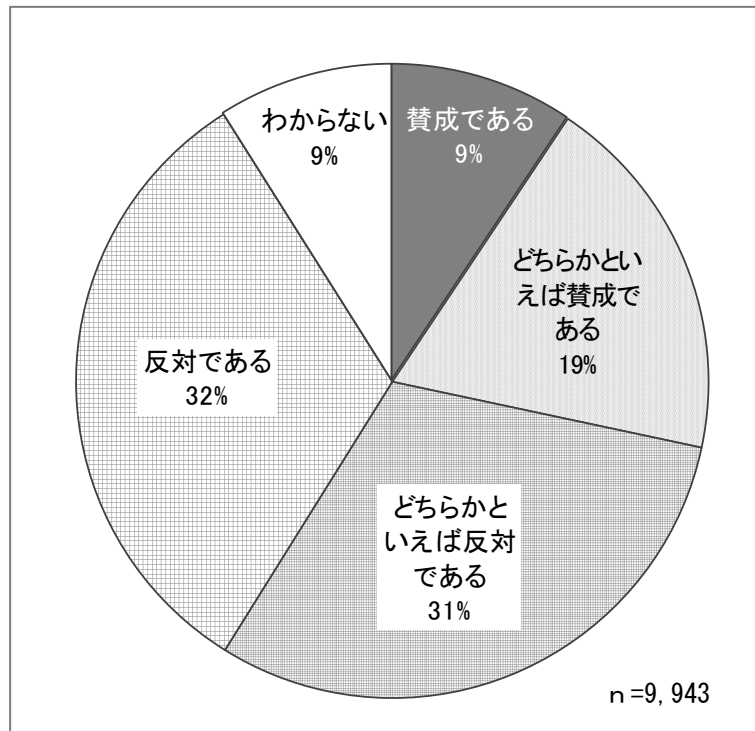
Q1：本年度の自動車税制は、表1の通り、昨年度までとほとんど変わらない税負担となっています。

このように暫定税率の制度だけを廃止し、暫定税率分が上乗せされたままの税率が維持されたことについてどうお考えですか？以下の中から1つだけお選び下さい。

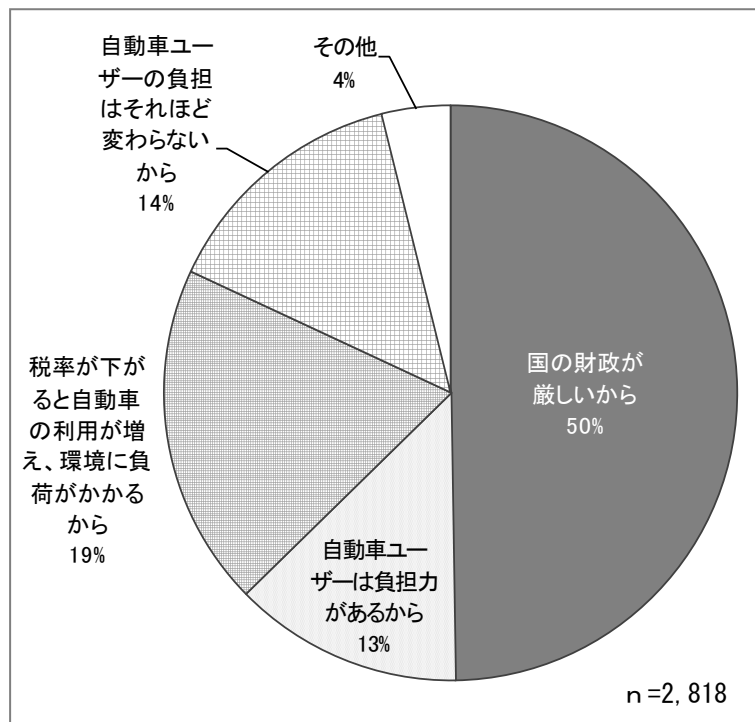
【参考】平成22年度の自動車税制（自家用乗用車の場合）

（表1）

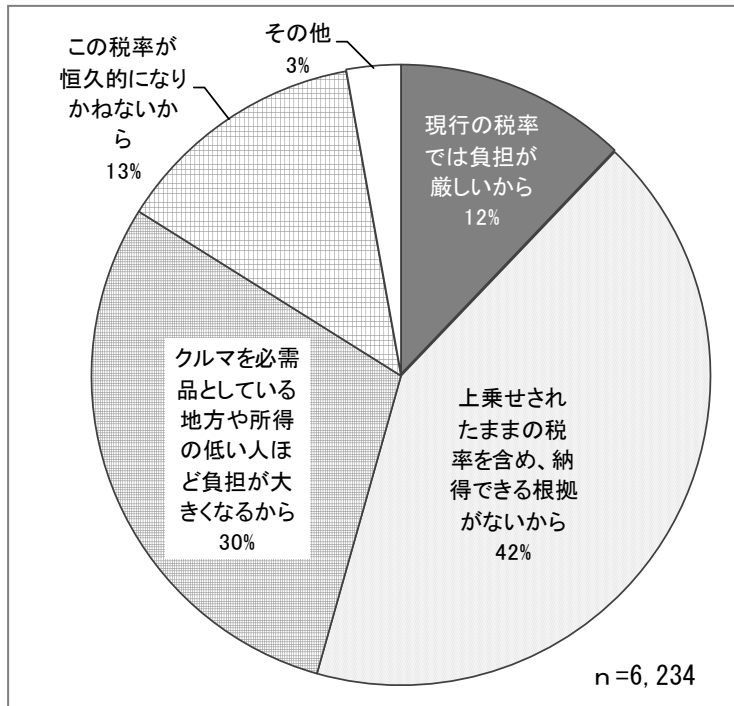
税目	平成21年度の税率	平成22年度の税率	平成21年度との比較	本則の税率
自動車取得税	5%	5%	変わらない	3%
自動車重量税	6,300円/t	ハイブリッドカーなどの次世代自動車以外 5,000円/t ハイブリッドカーなどの次世代自動車 2,500円/t	1,300円/tの減税 3,800円/tの減税	2,500円/t
自動車税	排気量に応じ課税	排気量に応じ課税	変わらない	排気量に応じ課税
軽自動車税	7,200円/年	7,200円/年	変わらない	7,200円/年
ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	53.8円/ℓ	53.8円/ℓ	原則変わらない	28.7円/ℓ
軽油引取税	32.1円/ℓ	32.1円/ℓ	変わらない	15.0円/ℓ
石油ガス税	17.5円/kg	17.5円/kg	変わらない	17.5円/kg
消費税	5%	5%	変わらない	5%



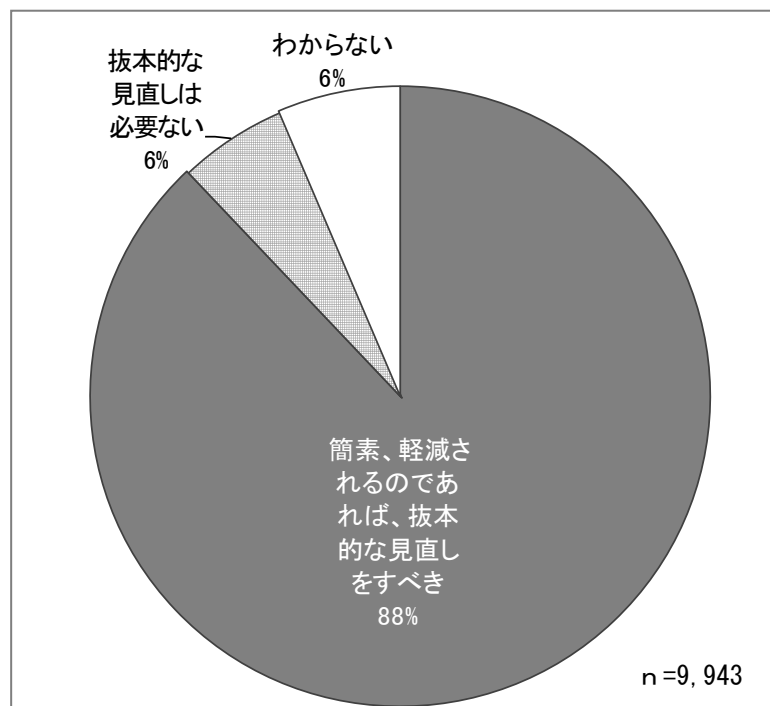
Q2 : (Q1で賛成と答えた方にお聞きします。) 賛成の理由として以下の中からもっともだと思えるものを1つだけお選びください。



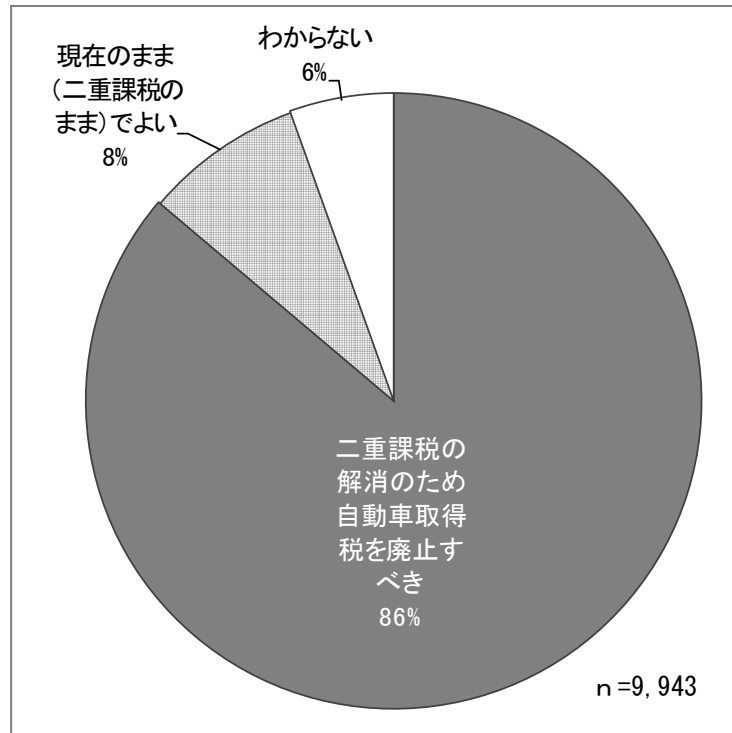
Q 3 : (Q 1で反対と答えた方にお聞きします。) 反対の理由として以下の中からもっともだと思ふものを1つだけお選びください。



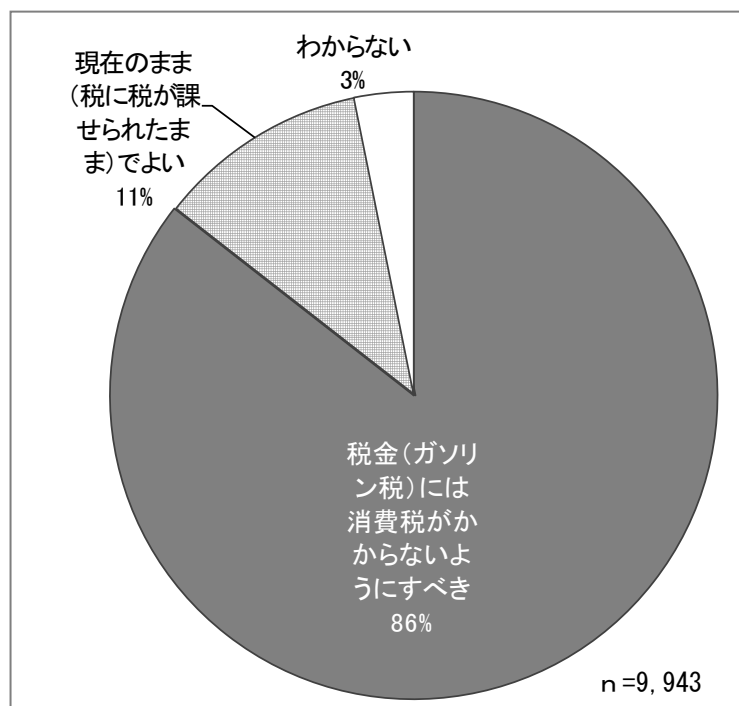
Q 4 : 政府は、平成24年度までに車体課税（自動車税、軽自動車税、自動車重量税、自動車取得税）については、「簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。」としていますが、このことについてどう思いますか？ 以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選び下さい。



Q5：自動車を購入の際には、消費税と自動車取得税（5%）という似かよった税金が二重に課せられます（現在は一部車種によってはエコカー減税〔平成24年3月末まで〕で、自動車取得税が減免）。このことについてどう思いますか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選び下さい。



Q6：ガソリンには、ガソリン本体の価格にガソリン税が加算され、それらの合計額に、さらに消費税が課税されるという（税に税が課せられる）しくみとなっていますが、このことについてどう思いますか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

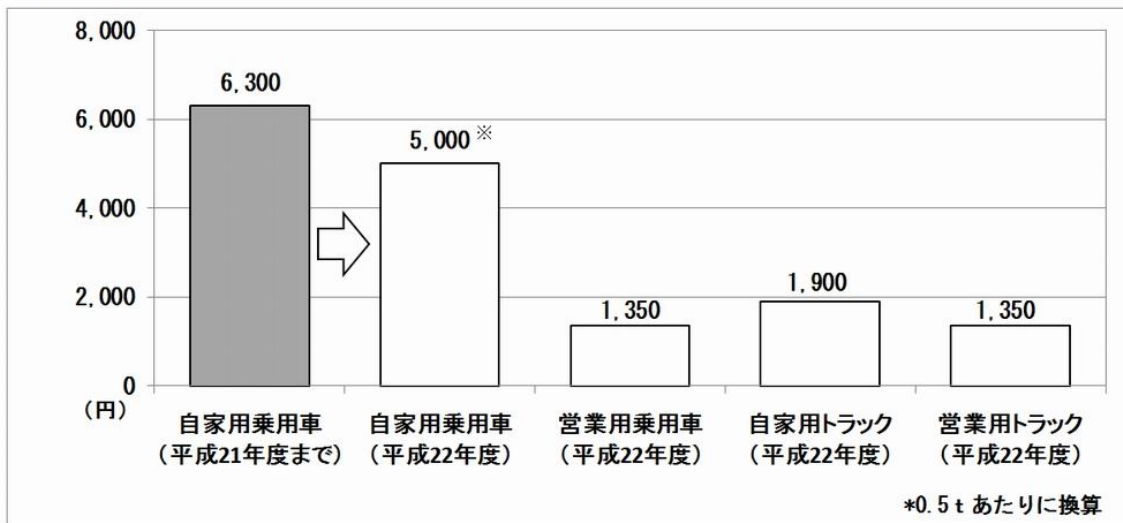


Q7：自動車重量税は道路整備費の財源不足を補うため創設された税であり、道路がよくなればその利益をこうむるとして、その負担を自動車の使用者に課税したことが始まりでした。

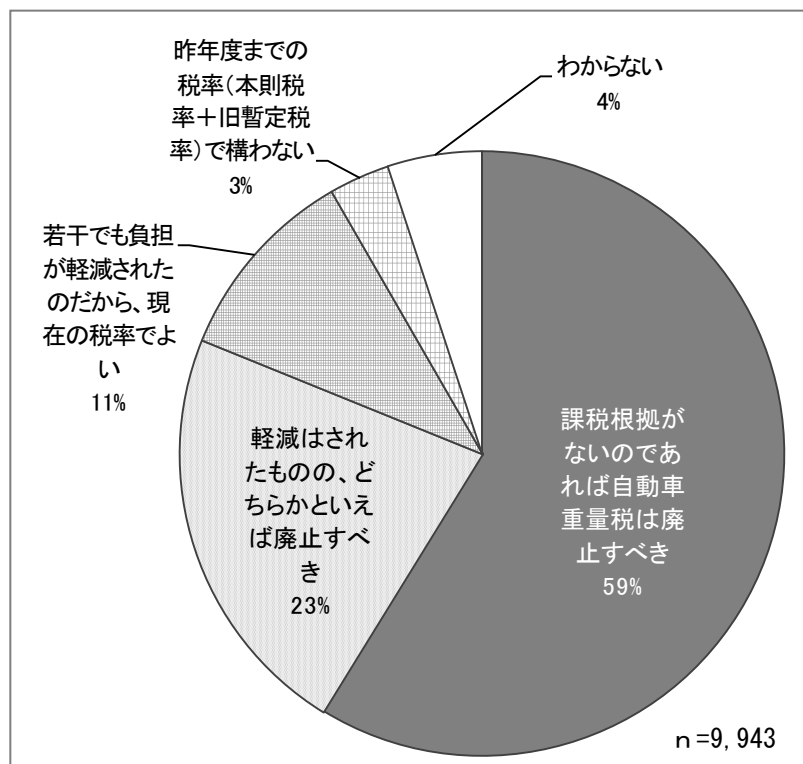
その、自動車重量税はグラフ1のとおり、本年度より若干負担が軽減されたものの、昨年度に一般財源化されたことで、その課税根拠を喪失したことになるため、自動車重量税は廃止すべきという意見もあります。このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

【参考】車種別自動車重量税負担額

(グラフ1)



※ハイブリッド車などの次世代自動車は2,500円
車齢が18年を超える自家用車は6,300円



Q 8 : ガソリン税にも、当分の間として、本則税率に加え昨年度まで暫定税率とされていた税率が上乗せされたまま、維持されています。(図 1)

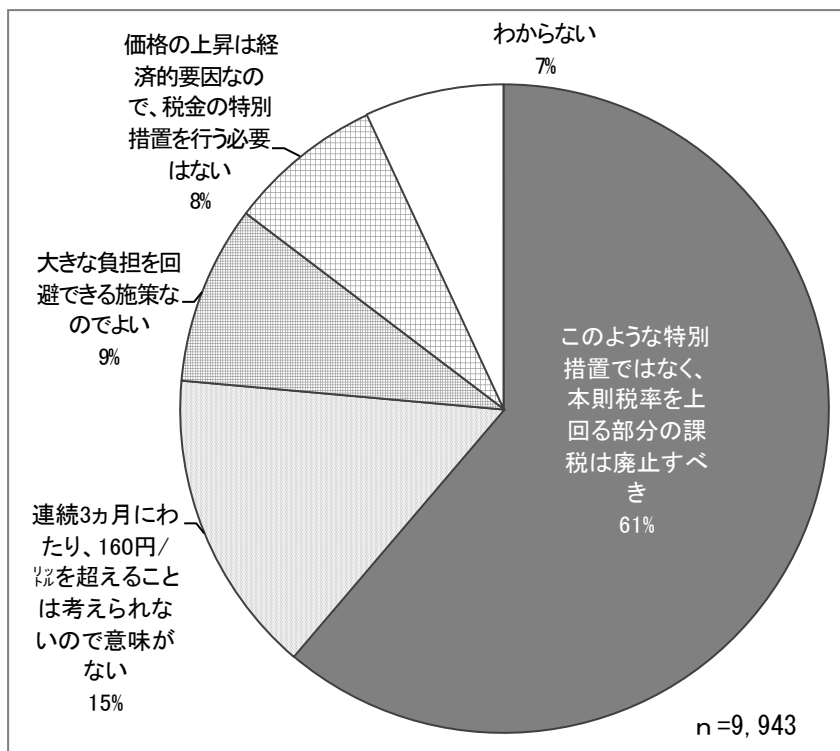
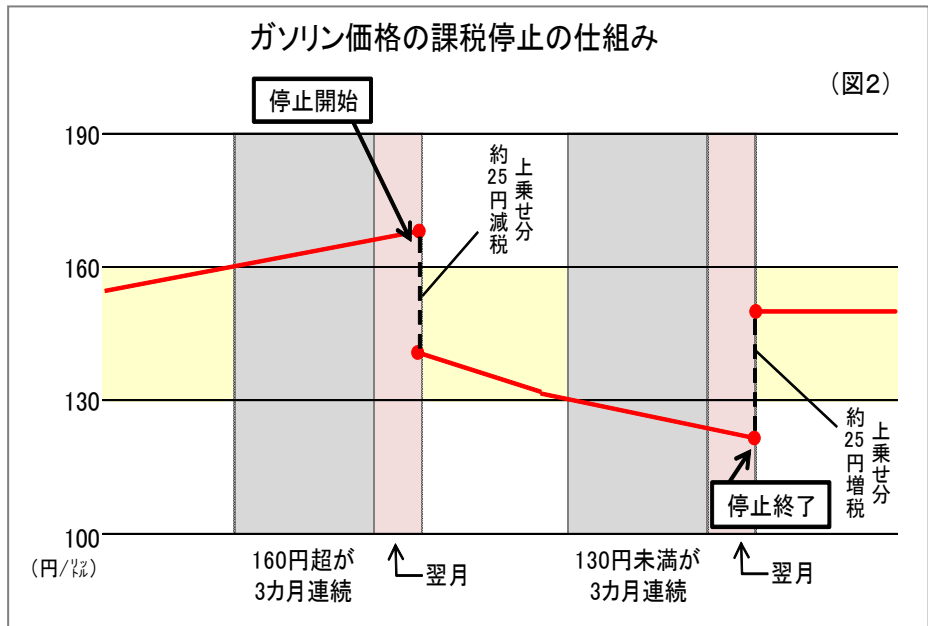
ただし、特別措置としてガソリン価格の平均が、連続 3 ヶ月にわたり、160 円/ℓを超えることとなった場合には、本則税率に上乗せされている課税を停止し、その後 3 ヶ月間連続で 130 円/ℓを下回った場合は課税を再開するとされています。

(図 2)

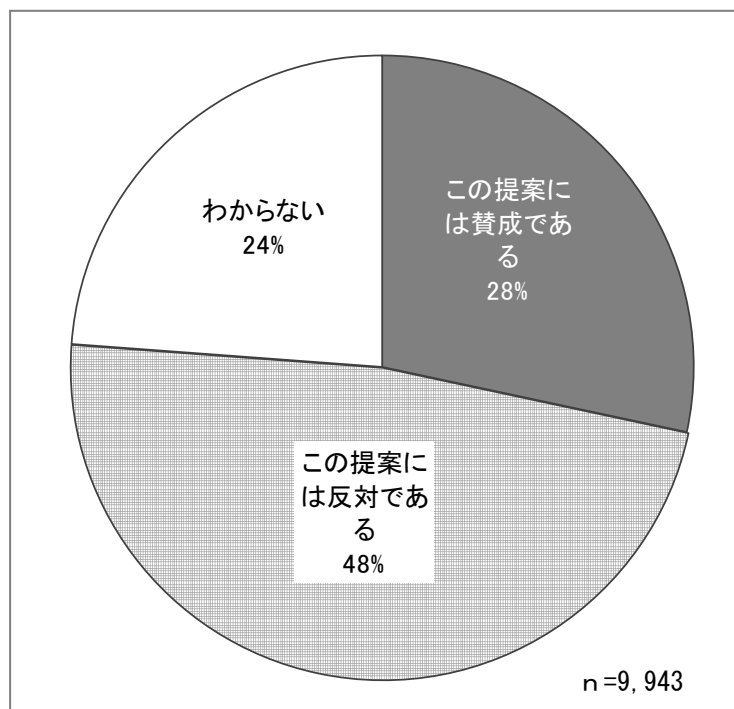
あなたは、この施策についてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを 1 つだけお選びください。

(図 1)

ガソリン価格の内訳	
消費税(7円)	
+	
上乗せ分税率 (25.1円)	
本則税率 (28.7円)	
ガソリン本体価格 (86.2円)	
ガソリン小売価格 140円/ℓの場合	



Q 9 : 総務省は自動車税・軽自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」として新たな税の創設を提案しています。この案は税負担については課税根拠の喪失した自動車重量税の存続が前提となっています。
あなたは、この提案についてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。



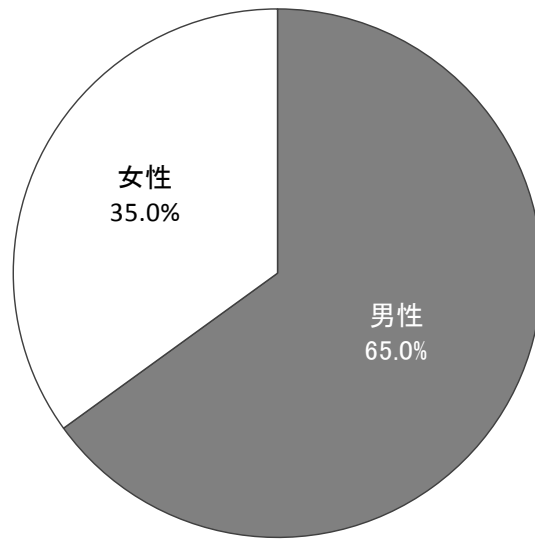
Q 10 : そのほか、自動車税制のことなどについてご意見があればお聞かせください。
(自由記述 : 回答数 3, 576件より一部抜粋)

- ・課税根拠を明確にする、二重取りしないなど、分かりやすい制度になるような見直しを行ってほしい。 [愛知県 30代 女性]
- ・どのような税負担がいいのかは個人によって違うと思いますが、言葉を変えただけの課税や二重課税はやめて欲しいと思います。 [滋賀県 30代 男性]
- ・ガソリンに税金がかかるのは生活にかなり負担だ。車が生活の足になっている地域は大変だと思う。 [宮城県 20代 女性]
- ・クルマを必需品としている地方で所得の低い人ほど負担が増えるというのは同じ日本国民としての平等性に欠けると思います。 [群馬県 40代 男性]

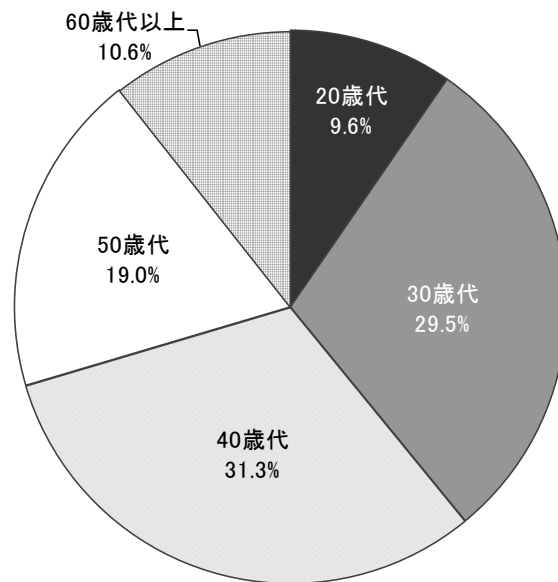
- ・この不況期、家計を圧迫する税金はなるべく負担を軽くしてほしいところです！
〔北海道 40代 女性〕
- ・この辺は、交通の便が悪く自家用車が無いと大変です。必需品であり税金を少しでも安くしてほしい。
〔千葉県 50代 女性〕
- ・せめて、一台で幾らではなく、一家族で幾らにすべきと思う。クルマを一人一台など、必需品としている地方程、負担が大きい。
〔山口県 40代 男性〕
- ・あまり詳しくありませんが、車は本当に維持費などでお金がかかります。なのでガソリンやほかの税金が安くなってほしいです。
〔東京都 20代 女性〕
- ・バスが1時間に2本しかないので車が足代わりとして必要なんです。
〔愛知県 50代 女性〕
- ・移動手段のある都市圏とは違い、車がないと生活に大幅な制限がある地域・地方のことをもっと考慮した税制であって欲しい。
〔岐阜県 60代 男性〕
- ・何でもかんでも課税に反対と言うつもりはないが、無駄使いの財源としての税金や根拠のわからない二重課税は払いたくない。
〔神奈川県 40代 男性〕
- ・確か13年超の車に自動車税が割り増しになると聞いていますが固定資産でも古くなると安くなるはず。車が例外はおかしい。
〔青森県 50代 男性〕
- ・環境対策も含めて将来を見据えた、税制の抜本的な簡素化、見直し及び国民的な論議が是非とも必要だと考えます。
〔熊本県 60代 女性〕
- ・近年、収入が減ってきていることから、自動車に関わる税を一層負担に感じている。税制の簡素化、税金の軽減を希望する。
〔埼玉県 40代 男性〕
- ・公共交通機関が無い（減少している）地方では、自家用車が生活必需品となってる現状をふまえ、税制の簡素化、負担軽減を望む
〔長野県 40代 男性〕
- ・今や自動車は必需品なのに、いつまでも贅沢品のつもりで、いろんな名目の税を取りすぎている。もっとシンプルな税体制にして。
〔兵庫県 40代 男性〕
- ・自動車関連税はあまりにも多く高額になっております。我々年金生活者でも病床の妻（拡張型心筋症）の通院の為車を維持しなければなりません。
〔神奈川県 60代男性〕

〔属性〕

※性別



※年齢



※地域

